

## 仕 様 書

### 1 件 名

飲料用自動販売機設置に係る行政財産（建物）の貸付け（上石津地域事務所）

### 2 貸付物件

次の飲料用自動販売機のスペースを貸付けます。

物件番号	財産名称	所在地	設置場所	設置台数	貸付面積	貸付期間
自販第40号	上石津地域事務所	大垣市上石津町上原1380番地	1階	1台	3.00m <sup>2</sup>	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで (更新なし)
最低貸付料 (期間全体)		上記全台数分の貸付料総額 65,690 円（税抜き）				

(注) 貸付面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地を含みます。

また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか、入札公告後、設置前に設置場所の確認をしてください。確認作業は、設置箇所業務時間内（土・日・祝日を除く8時30分～17時15分）に行ってください。

### 3 自動販売機の設置条件

#### (1) 自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の使用形態

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、本市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を貸付ける方法により行います。

#### (2) 貸付期間

「2 貸付物件」の表のとおりとし、貸付契約の更新は認めないものとします  
(借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約)。

#### (3) 貸付料

入札は、貸付期間全体の総額について行い、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって貸付料とします。また、貸付料は、各年度の4月末日までに、納入通知書により、一括納付していただきます。

#### (4) 必要経費

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する経費、移転費等はすべて設置事業者の負担とし、その方法については大垣市の指示に従っていただきます。
- ② 光熱水費についても設置事業者の負担とします。原則として、各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、それによる実費を、大垣市が指定する期限までに全額納入してください。
- ③ 電源供給に当たっては、既設コンセントを使用することを可としますが、別途電気及び給排水工事が必要となる場合の費用は、設置事業者の負担とします。

#### (5) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとします。

- ① 設置する機器は、缶及びペットボトルのみの販売とする。
- ② 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- ③ 転倒防止対策（ただし、原則アンカー止めは禁止）を行うこと。
- ④ 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサル対応機種とすること。
- ⑤ 設置する機器は、電子マネー決済に対応している自動販売機とすること。なお、電子マネー対応に係る機器本体の費用のほか、契約等の諸費用は、設置事業者の負担とします。
- ⑥ 設置する機器は、フリーベンド機能を有する自動販売機とし、大垣市において震度5弱以上の地震その他の大規模災害が発生し、大垣市が飲料の提供を要請した場合に、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。なお、当該災害時における対応については、貸付契約とは別に協定を締結することとします。

#### (6) 利用上の制限

設置事業者は、次の事項を遵守してください。

- ① 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ③ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、大垣市の指示に従うこと。
- ④ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類の販売を行わないこと。  
なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に大垣市と協議を行うこと。
- ⑤ 他の同様の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

## (7) 維持管理

設置事業者は、次の事項を遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- ⑤ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

## (8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大垣市に請求することができません。

## (9) その他

大規模災害等が発生し、大垣市が飲料の提供を要請した場合に、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供することについて、協定を締結すること。

## 4 問い合わせ先

(設置・仕様に関すること)

503-1622 大垣市上石津町上原1380番地

大垣市上石津地域事務所地域政策課

電話 (0584) 45-3113 (直通)

(0584) 45-3111 (内線 213)

(入札に関すること)

503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市役所 総務部契約管財課 契約グループ (市庁舎3階)

電話 (0584) 47-8319 (直通)

(0584) 81-4111 (代表 内線2336)

(そのほかに関すること)

503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市役所 総務部契約管財課 管財グループ（市庁舎3階）

電話 (0584) 47-8379 (直通)

(0584) 81-4111 (代表 内線2332)

＜設置場所＞上石津地域事務所



(参考) 入札の参考になる情報等を提示

区 分	内 容
1 財産名称 (施設名称)	上石津地域事務所
2 所在地	大垣市上石津町上原1380番地
3 設置場所	1階ロビー内 ※詳細は別紙図面のとおり
4 開館日及び時間	(1) 上石津地域事務所 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分 (祝日、及び12月29日から1月3日を除く) (2) 上石津商工会議所 同上
5 勤務する職員数	約20人
6 来館者数	・上石津地域事務所利用者 ・商工会議所利用者 ・地域住民
7 現在設置の自動販売機の概要	なし
8 その他	